明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）　一
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（同一八）　二

〔告　示〕
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（厚生労働六〇）　四
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同六一）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同六二）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（同六三）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三六七）

〔官庁報告〕
官庁事項　五
普天間飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（防衛省）　六
国家試験
令和四年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省　令

○厚生労働省令第十七号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第二十二条及び調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十八条の規定に基づき、栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式（第三条関係）

栄養士名簿登録番号
栄養士名簿登録年月日

栄養士免許証

本籍地都道府県名（国籍）
氏名
生年月日

栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）により免許された栄養士であることを証明する。

令和　年　月　日

都道府県知事　印

（備考）　免許の申請時等に旧姓又は通称の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。